

横浜市産科医師等人材確保支援要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日 健医政第 1293 号(副市長決裁)
最近改正 令和 5 年 2 月 16 日 医が第 871 号(副市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、分娩を取り扱う医療機関における産科医師等の当直業務の負担軽減などを支援することにより、医師等の離職を防止、又は再就職を促進すること及び分娩を取り扱う医療機関における産科医師等の確保を支援することにより、働きやすい環境を確保することを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 産科医師等

産科医師及び小児科医師をいう。

(2) 当直体制確保

週 3 回以上の勤務で雇用されている常勤産科医師の代替として、非常勤の産科医師、又は週 3 回以上の勤務で雇用されている常勤小児科医師の代替として、非常勤の小児科医師を雇用し、夜間や土日祝日の昼間などに当直勤務をさせることをいう。

(補助事業者等の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者等は、次の各号に定めるものとする。

(1) 産科医師の確保

ア 産科医師確保費

分娩を取り扱う市内の病院とする。ただし、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。なお、横浜市産科拠点病院は対象外とする。

イ 分娩取扱体制維持費

分娩を取り扱う市内の病院とする。ただし、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。なお、横浜市周産期救急連携病院及び神奈川県周産期救急医療システム受入病院は対象外とする。

(2) 当直体制確保

ア 子育て(妊娠中を含む)の理由により、当直を免除された常勤産科医師等の代替として非常勤の産科医師等が当直を行う場合

産科医師については、分娩を取り扱う市内の病院又は診療所とする。小児科医師については、小児救急拠点病院とする。

イ 常勤の産科医師の代替として非常勤の産科医師が当直を行う場合

分娩を取り扱う市内の診療所とする。ただし、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。なお、過去に横浜市から産科病床の整備に係る補助金の交付を受けていた診療所は対象外とする。

(3) 緊急出務の実施

分娩を取り扱う市内の病院又は診療所とする。ただし、横浜市周産期救急連携病院及び神奈川県周産期救急医療システム受入病院は対象外とする。

(対象経費)

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費を以下のように定め、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

(1) 産科医師確保費

ア 産科医師確保費

常勤産科医師 10 人以上を確保し、年間 800 件以上の分娩を取扱う病院に対し、年間 500 万円を補助するものとする。

イ 分娩取扱体制維持費

常勤産科医師 2 人以上を確保し、年間 160 件以上の分娩を取扱う病院に対し、年間 100 万円を補助するものとする。

(2) 当直体制確保費

ア 子育て（妊娠中を含む）の理由により、当直を免除された常勤産科医師等の代替として非常勤の産科医師等が当直を行う場合

当直体制確保にあたり、常勤産科医師等が対応すべき当直の代替当直人件費として、当直 1 回につき、補助事業者が負担した金額と 4 万円を比較し、いずれか少ない額を補助する。ただし、1 医療機関あたり年間 200 万円を限度とする。また、補助期間は申請の対象となる医師 1 人に対し 3 年を限度とする。

イ 常勤の産科医師の代替として非常勤の産科医師が当直を行う場合

当直体制確保にあたり、常勤産科医師が対応すべき当直の代替当直人件費として、当直 1 回につき、補助事業者が負担した金額と 4 万円を比較し、いずれか少ない額を補助する。ただし、1 医療機関あたり年間 100 万円を限度とする。

(3) 緊急出務費

分娩にかかる救急患者に対応するため、当該時間帯に通常勤務する分娩に関わる医師に加えて、緊急に医師を呼び出し、出務させた場合、緊急出務をした医師の人件費として補助事業者が負担した金額と 3 万円を比較し、いずれか少ない額を補助する。ただし、1 件の救急対応に対し、6 万円（医師 2 人分の手当て）を限度とし、1 医療機関あたり年間 30 万円を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、次の各号に定めるものとする。なお、やむを得ない理由があるときは、その理由を付して申請期日後に申請することができる。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号の補助金にあつては、原則として毎年 5 月末日とする。

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号の補助金にあつては、原則として毎年 5 月末日とする。

ただし、年度途中において医師の確保を行った場合は、当該医師採用後 30 日以内とする。

(3) 第 4 条第 1 項第 3 号の補助金にあつては、1 月（ただし、平成 29 年度については 4 月）から 12 月末までの出務状況について、原則として翌年 2 月 15 日までに申請するものとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・分娩取扱体制維持費）交付申請書（第 1 号様式-1）

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（当直体制確保費）交付申請書（第 1 号様式-2）

(3) 第 4 条第 1 項第 3 号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（緊急出務費）交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式-3）

3 補助金規則第 5 条第 2 項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、第 4 条第 1 項第 3 号の補助金にあつては、別紙実施状況報告書、緊急出務の内容を証する書類及び産科医師に対し手当ての支払いが行われたことを証する書類とする。

4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号の補助金にあつては、同規則第5条第2項第2号から第4号に規定する書類
- (2) 第4条第1項第3号の補助金にあつては、同規則第5条第2項第1号から第4号に規定する書類
(変更・中止・廃止届)

第6条 補助金規則第7条第1項第1号及び第2号の規定により、第4条に規定する補助金の交付を受けようとする者が、その計画を変更、中止又は廃止する場合、市長の承認を受けるために提出する書類は、第4条第1項第1号及び第2号の補助金にあつては、変更・中止・廃止届（第2号様式）とする。
(交付決定通知)

第7条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市産科医師等人材確保支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。
2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、次の各号により行うものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・分娩取扱体制維持費）交付決定通知書（第4号様式-1）
- (2) 第4条第1項第2号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（当直体制確保費）交付決定通知書（第4号様式-2）
- (3) 第4条第1項第3号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（緊急出務費）交付決定通知書兼確定通知書（第4号様式-3）
(申請の取下げの期日)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。
(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により、第4条の補助金の交付を受けようとする者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・分娩取扱体制維持費）実績報告書（第5号様式-1）
- (2) 第4条第1項第2号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（当直体制確保費）実績報告書（第5号様式-2）
- (3) 第4条第1項第3号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（緊急出務費）交付申請書兼実績報告書（第1号様式-3）

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により、市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の補助金にあつては、産科医師に給与の支払いが行われたことを証する書類
- (2) 第4条第1項第2号の補助金にあつては、当直医師の勤務内容を証する書類、当直実績表及び当直医師に手当の支払いが行われたことを証する書類

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の補助金にあつては、同規則第14条第1項第3号に規定する書類
- (2) 第4条第1項第2号及び第3号の補助金にあつては、同規則第14条第1項第2号及び第3号に規定する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産

科医師確保費・分娩取扱体制維持費) 確定通知書 (第 6 号様式- 1)

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金 (当直体制確保費) 確定通知書 (第 6 号様式- 2)

(3) 第 4 条第 1 項第 3 号の補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援補助金 (緊急出務費) 交付決定通知書兼確定通知書 (第 4 号様式- 3)
(電子メールによる書類の提出)

第11条 補助事業者は、提出書類について、押印がある場合を除き書面での提出に代えて電子メールで提出することができる。

(関係書類の保存期間)

第 12 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止とする。ただし、平成 22 年度に申請のあつた第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の補助金の交付期間にあつては、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 30 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 23 年 4 月 1 日健医政第 1277 号一部改正の附則の改正は、平成 24 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱名)

2 この要綱の名称を「横浜市医師等人材確保支援要綱」から「横浜市産科医師等人材確保支援要綱」に改める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 11 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・分娩取扱体制維持費）
交付申請書

横浜市 長

所在地
医療機関名
代表者職氏名

産科医師の確保にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助の名称 産科医師確保費 ・ 分娩取扱体制維持費

3 産科の状況

(1) 分娩件数 件

(2) 常勤医師数 人

(3) 標準的な分娩料 円

4 交付申請金額

¥ _____ . ____

5 添付書類

事業計画 別紙のとおり

担当者名 所属・氏名
電話番号
FAX

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援補助金（緊急出務費）交付申請書兼実績報告書

横浜市 長

所在地

医療機関名

代表者職氏名

緊急出務の実施にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助の名称

緊急出務費

3 交付申請金額

¥ _____ . -

4 添付書類

- ・実施状況報告書（別紙）
- ・緊急出務の内容を証する書類（当直日誌等）
- ・産科医師に手当を支払ったことを証する書類

担当者名 所属・氏名

電話番号

FAX

年 月 日

変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止 届

横 浜 市 長

所 在 地
医 療 機 関 名
代 表 者 職 氏 名

横浜市産科医師等人材確保支援要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 施設名

2 対象経費（該当するものに○をつけてください。）

産科医師確保費 ・ 分娩取扱体制維持費 ・ 当直体制確保費

3 申出区分（該当するものに○をつけてください。）

変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止

4 時期・期間

(1) 変更日 年 月 日

(2) 廃止日 年 月 日

(3) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 理由

6 添付書類

対象となる交付決定書の写

担当者名 所属・氏名
電話番号
FAX

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援補助金不交付決定通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金については、次の理由により、不交付とします。

1 補助金の名称

2 理由

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・
分娩取扱体制維持費）交付決定通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・分娩取扱体制維持費）について、次のとおり交付します。

1 施設名

2 補助金額 ¥ . ー

(1) 補助の名称 産科医師確保費・分娩取扱体制維持費

(2) 交付方法 補助金額の確定後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。
- (2) 実績報告書は、事業終了後30日以内に提出してください。
- (3) 補助金の精算は、実績報告書をもって行います。
- (4) 補助金に剰余金が生じたときは、直ちに返還してください。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- (6) 必要があると認めるときは、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行います。
- (7) 次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。
 - ア 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助事業の実施を中止したとき。
 - ウ 補助金の交付条件に違反したとき。

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援補助金（緊急出務費）交付決定通知書兼
確定通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました横浜市産科医師等人材確保支援補助金（緊急出務費）について、次のとおり交付します。

1 補助金額 ¥ . -

(1) 補助の名称 緊急出務費

(2) 交付方法 本通知交付後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

2 交付条件

(1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管してください。

(3) 必要があると認めるときは、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行います。

(4) 次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。

ア 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助事業の実施を中止したとき。

ウ 補助金の交付条件に違反したとき。

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地
医 療 機 関 名
代 表 者 職 氏 名

横浜市産科医師等人材確保支援補助金（産科医師確保費・分娩取扱体制維持費）
実績報告書

年 月 日 第 号により、補助金交付決定を受けた事業を実施しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設名

2 補助の名称

産科医師確保費 ・ 分娩取扱体制維持費

3 添付書類

別紙 実績報告

医師に給与の支払いが行われたことを証する書類

担当者名 所属・氏名
電話番号
F A X

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地
医 療 機 関 名
代 表 者 職 氏 名

横浜市産科医師等人材確保支援補助金（当直体制確保費）実績報告書

年 月 日 第 号により、補助金交付決定を受けた事業を実施しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設名

2 補助の名称

当直体制確保費（産科・小児科）

3 補助金額

¥ _____ .-

4 添付書類

- ・実績報告書（別紙）
- ・確保した当直医師の勤務内容を証する書類（雇用契約書等）
- ・当直実績表
- ・当直医師に給与の支払いが行われたことを証する書類

担当者名 所属・氏名
電話番号
F A X

